

道町連共済

Q：見舞金の請求期限はありますか？

●事故発生日から180日以内に請求を

A1：治ゆ後、事故発生日から180日以内に請求してください。

A2：治療中の場合は、事故発生日から180日を経過した時点ですぐに請求してください。

A3：死亡・後遺障害が生じた場合は、本会までご連絡ください。

●一事故に対する見舞金の請求は1回限り

同一事故の再度請求はできません。

お問合せ先 一般社団法人北海道町内会連合会

TEL 011-271-3178 Fax 011-271-3956